

# 地域での市民相互の助け合い



地震や集中豪雨などの災害発生時、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方々が被災するケースが多く、助け合いの仕組みづくりが求められています。そこで市では、町会・自治会、マンション管理組合などと協働し、災害時に支援が必要な方(災害時要援護者)を地域の中で支援する「災害時要援護者支援事業」を進めています。身近な地域での支え合いによる災害時支援の取り組みに、みなさんご協力ください。  
☎地域福祉課☎内線2662

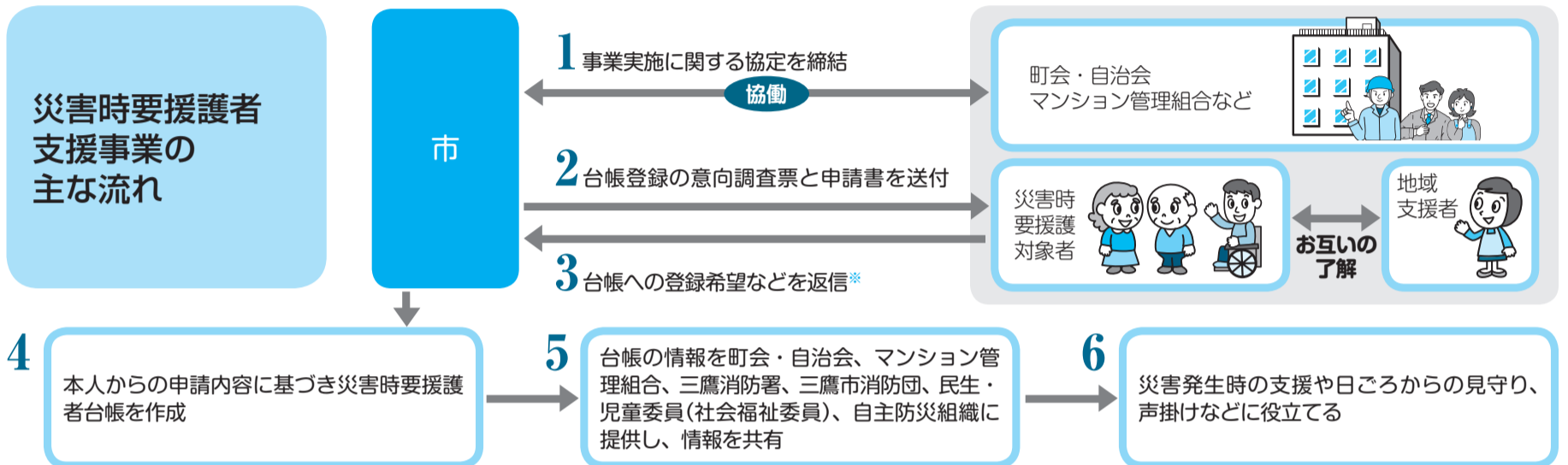
## 災害時要援護者支援事業とは

市と町会・自治会、マンション管理組合などが協働して、本人の同意のもと災害時要援護者台帳を作成し、災害時に要援護者の避難支援や安否確認をしてくれる近隣の方を地域支援者として登録します。作成した台帳の情報を、町会・自治会、マンション管理組合や三鷹消防署などの関係機関で共有し、災害時の要援護者支援に活用します。また、災害発生時だけでなく、日ごろからの見守りや支援体制づくりにも役立てていきます。

## 対象者

市内在住で、次のいずれかに該当する在宅の方(町会などに未加入の方も含む)

- 65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上のみの世帯
- 要介護認定1・2の方で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- 要介護認定3～5の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- そのほか、災害時の避難などに支援が必要と思われる方、65歳以上で日中独居の方など



\*町会・自治会、マンション管理組合から選出した「災害時要援護者台帳調査員」が、必要に応じて意向調査票などの訪問回収や代理提出などのサポートを行います。

## 地域支援者の役割は？

- 災害時もしくは災害発生の恐れがある場合の情報伝達
- 災害時要援護者宅や避難所での安否確認
- 指定された避難場所への避難誘導などの支援

災害時要援護者として登録されている方は、災害時のみでなく、普段の生活の中でも支援の必要があるかもしれません。地域支援者は、普段から災害時要援護者のことを気に掛け、日ごろの見守りや声掛けなどを行っていただくことも大切です。  
※地域支援者であっても、災害時にはまずは自分や家族の安全確保が第一です。地域支援者の役割とは地域内での取り組みの一環であり、権利・義務の関係は発生しません。災害時に地域支援者が支援できなかったとしても、法的な責任は生じません。

## 個人情報の取り扱いについて

市および台帳の提供を受けた関係機関は、三鷹市個人情報保護条例を順守し、災害時要援護者情報の適切な管理に努めます。

町会・自治会、マンション管理組合など向けの「地域における防災ネットワークづくりのためのマニュアル」を配布しています(3月4日以降に市ホームページにも掲載)。また、災害時要援護者支援事業の実施を検討している町会・自治会、マンション管理組合の方々への説明会も行います(実施費用の助成制度あり)。くわしくは地域福祉課☎内線2662へお問い合わせください。



1月15日発行号より、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業において集約化の対象となっている施設などの概要や実施している事業を紹介しています。今号では、福祉会館を紹介します。☎都市再生推進本部事務局☎内線2052

### 事業概要

市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地を中心とした約2.0haに、災害時の一時避難場所となる防災公園と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約化した多機能複合施設を整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

### 福祉会館の現状

福祉会館は、60歳以上の方や障害者手帳をお持ちの方などの、趣味での利用や集会室として利用しています。また、本施設の指定管理者である(社福)三鷹市社会福祉協議会の事務所も配置しており、権利擁護事業や生活福祉資金の貸付事業などの窓口があります。

#### ◆施設概要

所在地 野崎一丁目1番1号(市民センター内)

建築年度 昭和44年度

#### 主な施設内容

大広間、娯楽室、浴室、事務所、会議室、相談室、講習室、ゴルフ練習場など

#### ◆主な事業内容

##### ◇老人福祉センター

市内在住・在勤の60歳以上の方と障害者手帳をお持ちの方を対象に、健康増進と教養の向上を図るため、大広間や娯楽室などの場の提供やサークル活動の支援、健康相談などを行っています。

##### ◇権利擁護センターみたか

判断能力が十分ではない方や高齢・障がいなどにより支援が必要な方に、成年後見制度や福祉サービスを適切に利用できるような援助、相談を行っています。

##### ◇生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活と経済的自立を支援することを目的に資金の貸付を行っています。



福祉会館

### 新施設に移転・集約されると…

福祉会館機能は、福祉センター(仮称)として多機能複合施設の地上3階に移転し、相談室を増やすなど機能の充実を図ります。これまでの福祉会館での活動をもとに、健康・生きがいサロン空間を整備し、居場所・活動拠点づくりを進めるとともに、きめ細やかな地域福祉サービスの拠点としても整備を進めていきます。

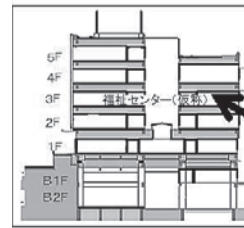
#### ◆主な施設内容

大広間、活動室、浴室、囲碁・将棋コーナー、事務所、会議室、ゴルフ練習場など  
※ゴルフ練習場については、多機能複合施設の屋上部に整備します。

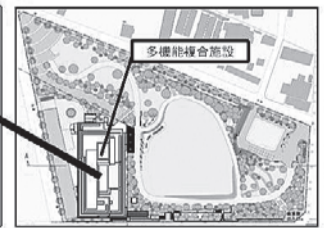
#### ◆移転後の事業について

(社福)三鷹市社会福祉協議会を中心に、福祉サービスを適切に利用できるような援助や、今後も利用者の増加が見込まれる権利擁護事業、さらには低所得者の安定した生活の確保を図るための相談窓口の設置など、地域福祉サービスを展開していきます。

また、従来の居場所・活動拠点づくりを継続するとともに、集約化に伴い、福祉センター利用者同士のみならず、他の施設の利用者との交流など、施設のあり方についても検討していきます。



多機能複合施設 断面図イメージ



新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 平面図(基本設計)

※新施設移転・集約後の内容・平面図・断面図については、今後の実施設計以降の検討により変更する場合があります。